

認知症 ガイドブック

筑紫野市
認知症
ケアパス

認知症の段階に
応じて必要な支援を
受けるために



もくじ

認知症に早く気づこう	1
もっと認知症を知ろう	3
認知症の経過について	5
認知症の予防のため、もしくは、 認知症の経過に応じて利用できる支援について	7
目的別の主な支援内容	
●相談する・受診する	9
●予防・改善する	10
●他者とつながる・役割をもつ	11
●家事や介護を手助けする	13
●住まいを考える	14
●安否を確認する・地域で見守る	15
●家族を支える	16
●権利を護る	17
●経済面を支える	18
認知症の人との接し方	19
筑紫医師会の「ものわすれ相談事業」他	21~22



筑 紫 野 市

認知症に早く気づこう



認知症は早期の発見が大切です

生活習慣病をはじめ多くの病気がそうですが、認知症もまた早期の発見と治療がとても大切な病気です。認知症は、現在完治が難しい病気とされています。しかし、早期に発見して適切な対処をすれば、その人らしい充実した暮らしを続けることができます。

●早期発見による3つのメリット

メリット1 早期治療で改善も期待できる

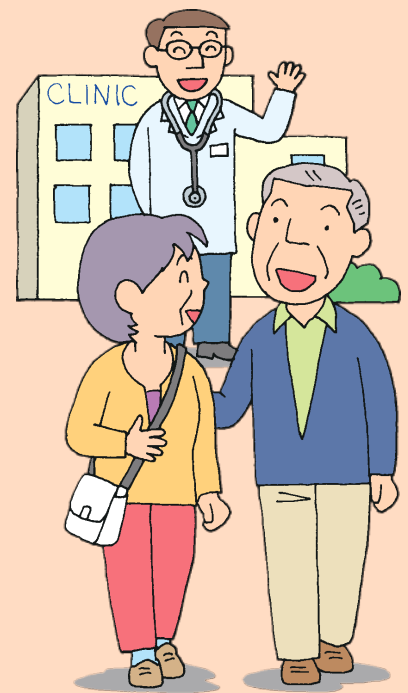
認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見し早期に治療をはじめると、改善が期待できる場合もあります。

メリット2 進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことによって、その進行のスピードを遅らせることができます。

メリット3 事前にさまざまな準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。



本人が受診を拒むこともあります

「自分が認知症かもしれない」という不安はとても大きなものです。そのため家族など周囲が受診をすすめても、本人が頑なに拒むといったこともあります。そのようなときは、まずは家族だけで地域包括支援センター、市役所などの相談窓口を訪れ、アドバイスを受けることもできます。

また、受診の意思があっても専門の医療機関の敷居が高い場合は、かかりつけ医に相談してみるという方法もあります。かかりつけ医は、必要に応じて適切な病院なども紹介してくれます。問診などで正確に症状を伝えるためにも、できるだけ家族がつきそって受診しましょう。




● 認知症が疑われるサイン

以下のチェックリストを参考に「認知症かもしれない」というサインに早めに気づき、かかりつけ医や自治体の窓口にご相談しましょう。認知症による変化は、本人よりも周囲の人が気づきやすいことも多いので、身近な家族などが一緒にチェックしましょう。




直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった。



おしゃれや清潔感など身だしなみに気を使わなくなった。



同じことを何度も言ったり、聞いたり、したりするようになった。



今まで好きだった趣味などへの興味や関心がなくなった。



置き忘れやしまい忘れが増えて、いつも探しものをしている。



外出したり、人と会ったりするのを おっくうがり、嫌がるようになった。




知っているはずの人やものの名前が出てこなくなった。




今までできていた家事、計算、運転などのミスが多くなった。



つじつまの合わない作り話をするようになった。



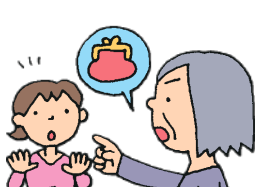
日付や時間を間違えたり、慣れた道で迷ったりするようになった。



以前に比べ、ささいなことで怒りっぽくなった。



財布が見当たらないときなど、盗まれたと人を疑うようになった。



「軽度認知障害 (MCI)」の発見と対処が重要です

「軽度認知障害 (MCI)」とは、いわば認知症の前段階で、軽い記憶障害などはあっても基本的に日常生活は大きな支障なく送れる状態です。この段階で発見して適切に対処すれば、特にアルツハイマー型認知症への移行を予防、または先送りできるといわれています。ちょっとした異変のサインを見逃さないようにしましょう。

もっと認知症を知ろう



認知症は脳の病気です

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなって記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、通常の老化による衰えとは違います。たとえば、朝ごはんを何を食べたか思い出せないといった体験の一部を忘れるのは、老化によるもの忘れといえますが、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまう場合は、認知症が疑われます。



どんな症状が起ころのでしょうか

認知症になると記憶力や判断力などが衰えます。これが認知症という病気の本質なので「中核症状」といわれます。また、中核症状のために周囲にうまく適応できなくなったり、心身が衰えたり、不安になることなどによって妄想や幻覚などの症状が出ることもあり、これを「周辺症状」といいます。

中核症状

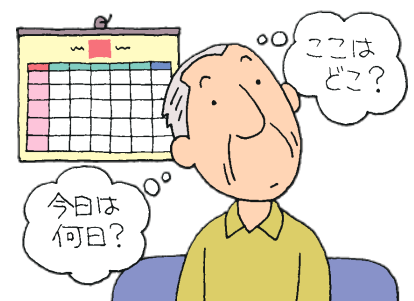
記憶障害

新しい体験の記憶や、知っているはずの記憶の呼び覚ましが困難になる症状。



見当識障害

時間、日付、季節感、場所、人間関係などの把握が困難になる症状。



実行機能障害

旅行や料理など計画や手順を考え、それにそって実行することが困難になる症状。



理解・判断力の障害

2つ以上のことの同時処理や、いつもと違う些細な変化への対応が困難になる症状。



中核症状に、不安やあせり、心身の不調、周囲の適切でない対応などが影響

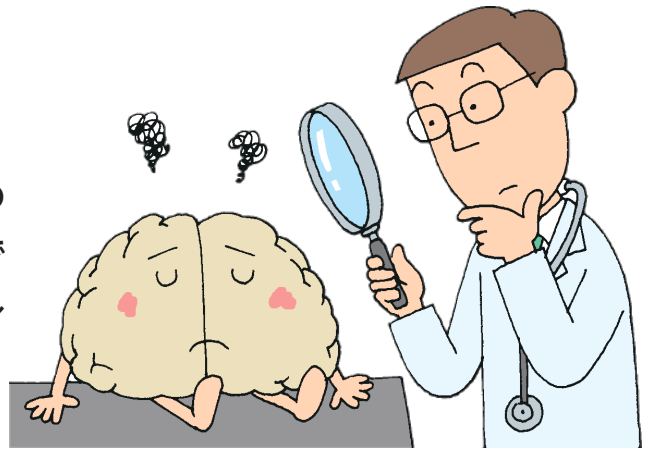
周辺症状

周辺症状は、適切な治療や周囲のサポートで認知症の人が感じている精神的なストレスなどを取り除くことによって、予防や緩和が可能です。また、中核症状が軽いほど改善の可能性が上がります。

- 妄想 ●幻覚 ●攻撃的な言動
- 外出中に道に迷う・帰宅できなくなる
- 無気力 ●便をいじるなど排せつの混乱
- 過食など食行動の混乱 など

認知症を引き起こす 主な脳の病気

脳の働きが悪くなって認知症は起こりますが、その原因はひとつだけではありません。認知症のなかでは、「アルツハイマー型認知症」「脳血管性認知症」「レビー小体型認知症」が3大認知症といわれています。



アルツハイマー型認知症

いちばん多い認知症です。脳内で異常なたんぱく質がつくられ、脳の細胞の働きが少しずつ失われて死んでいき、脳が萎縮して機能が全般的に低下していきます。脳内の変化は、記憶障害など具体的な症状が出る何年も前から起きているといわれ、徐々に進行していきます。早期の発見が重要です。

症状や傾向

- 全体の50～60%程度
- ゆっくりと症状が進行する
- 機能低下は全般的に進む
- もの忘れの自覚がなくなる
- 初期には麻痺など神経障害は少ない
- 人格が変わることがある
- 画像診断で脳の萎縮がわかることがある

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血など脳血管疾患のために、脳の細胞の働きが失われることで発症します。画像診断で発見しやすいタイプで、損傷を受けた脳の部分の機能は失われますが、脳全体の機能が低下することは少ない病気です。片麻痺や言語障害など身体症状が多くみられ、脳梗塞の再発で段階的に進みます。

症状や傾向

- 全体の20～30%程度
- 再発のたび段階的に進行する
- 機能低下はただらに起こる
- 初期にはもの忘れの自覚がある
- 片麻痺など神経障害が起こりやすい
- 人格は比較的保たれる
- 画像診断で梗塞などの病巣が確認できる

レビー小体型認知症

脳内に「レビー小体」という特殊な物質が蓄積された結果、脳の細胞が損傷を受けて発症する認知症です。手足のふるえ、筋肉の硬直などの症状や、もの忘れとともに生々しい幻視（その場にはないものがあるように見える）があらわれるのが特徴です。アルツハイマー型認知症より比較的早く進行します。

症状や傾向

- 全体の10～20%程度
- なだらかに症状が進行する
- 機能低下は全般的に進む
- 初期にはもの忘れの自覚がある
- 筋肉の硬直などが起こりやすい
- 生々しい幻視があらわれる
- 画像診断では脳の萎縮が軽い

※このほかにも、脳の外傷や腫瘍、感染症などさまざまな病気が原因となって脳の障がいが起こり、認知症を引き起こすことがあります。

認知症の経過について



認知症の
進行について

軽度認知障害 (MCI) ～まだ認知症ではない時期～

物忘れがあるが、
日常生活の活動は正常で支障がない

認知症：軽度の時期

物忘れが目立ち始めるが
日常生活はほぼ自立

本人にみられる
具体的な症状

- 最近の出来事なのに忘れていることがある
- 約束の集合日時を間違えたりすることがある
- 意欲が低下する (好きな趣味や教室に行くのがおっくうで休みがちになる)
- よく知っている物の名前が出てきづらい
- 今までやっていたことなのに段取りが悪くなり時間がかかる
- ※日常生活に大きな支障はないので、本人も周囲も気づきにくい

- 約束を忘れることがある
- 財布や通帳など大事なものをなくすことがある
- 時間がわかりにくくなる
- 何かを計画し順序立ててやり遂げることが難しくなる
- イライラして怒りっぽくなった
- 1人でいるのが不安になったり、外出するのおっくうになる
- 趣味や好きなことを楽しめなくなる
- 料理の味が変わったと家族に言われる
- 買い物にいくと同じものばかり買ってくる

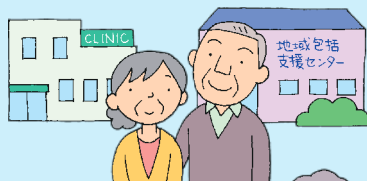
ご家族の心構えや準備、
接し方など

- 「具体的に説明しづらいけれど、何かおかしい」「いつもと違う」ということがあれば、専門機関へ相談しましょう。
(※MCIはわかりづらいため、受診する場合は認知症専門の医療機関が望ましい。)
- 本人は不安に感じていることがあるので、話を聞き流すことなく傾聴し、できれば医療機関の受診に付き添いましょう。
- 人との交流機会があまりない人は、家族も一緒に地域のボランティア活動やサークル活動に参加してみましょう。
- 糖尿病や高血圧などの生活習慣病を予防するため健診を受けましょう。生活習慣病をもっている人は定期受診し医師の指示の下、健康的な食生活や運動を取り入れ、きちんとコントロールしましょう。

- 困ったことがあれば、地域包括支援センターや担当のケアマネジャーに相談しましょう。
- 本人ができることは継続できるように見守りましょう。
- 本人の失敗を注意することなく、できない部分を見極めてさりげないフォローをしましょう。
- 家族の会で開催されている介護の研修会などに参加したり、仲間づくりをする中で、介護に関する情報を集め、本人への接し方を学んでいきましょう。
- 今後の生活設計 (金銭・財産管理や書類整理、医療や介護への希望等) について、本人の希望を聞き、家族間でどう支援していくか話し合っておきましょう。

本人や家族へのアドバイス

- まずは相談する
- 本人の不安を和らげる
- 居場所や仲間を増やす
- 生活習慣病を予防、もしくは改善する



- 見守り、支援する人を増やす
- 介護のサポートを検討する
- 「できること」を活かす
- 本人の自尊心を傷つけない支援をする
- 家族の会のサポートを受ける
- 今後の生活設計を検討する
- 悪質商法などから守る



- 認知症は今現在、100%予防できるという方法は見つかりません。しかし、早い時期に対策をとれば、認知症そのものの発症を抑制したり、進行を遅らせたりできます。
- 認知症になると、その症状は、時間の経過とともに変わっていきます。早いうちから認知症の経過やその時々状況に応じた適切な対応を知っておくことは、認知症の人の理解やケアに役立ちます。認知症の原因となる病気の種類や個人の状況などにより、経過のたどり方には違いがありますので、あくまでも大まかな目安として見てください。病名や時期については、自己判断せずに診断を受けることをお勧めします。

認知症：中等度の時期

日常生活に誰かの見守りや手助けが必要となってくる

- いつ、どこで、なにをしたのか忘れるようになる
- 日にち、曜日、季節感がわかりにくくなる
- 自分がいる場所について見当をつけることが困難となる。自宅から離れたところで道に迷う
- ガスの消し忘れがあり、鍋を焦がすことが多くなる
- 家事全般に支援が必要になる
- 薬やお金の管理ができない
- 季節にあった衣服を選べなくなる
- 毎日の入浴を忘れることがある

- 介護を抱え込まず、家族の休息を大事にしましょう。自分の気持ちを話せる機会をもちましょう。また、介護者自身の健康管理を定期的に行っていきましょう。
- 本人ができることは継続できるように見守りましょう。
- 火の不始末や道に迷った際の安全対策をとりましょう。(自動消火器の利用、身元がすぐにわかるようなカードを常に携帯してもらうよう習慣づけておく、等)
- 重度になった場合の自宅での生活について、担当ケアマネジャーや、利用している介護保険サービスの事業者に相談し、具体的なイメージをもっておきましょう。
- 必要なときにさまざまな選択ができるよう、施設等の情報を集めたり見学を行ったりしておくのも良いでしょう。

- 介護する家族は介護のサポートを受けながら休息を大事にする
- 間違いや失敗に対して肯定的に接する
- 安全対策を考え、見守り体制を充実させる
- 今後の生活の場（住まい）を考える



認知症：重度の時期

身の回りのこと全般に、常に介護が必要な状態

- 直近のことだけでなく、古い記憶も曖昧になってくる
- 近所でも道に迷ったりする
- 家族がわからなくなる
- 物を見ても、それが何かわからない
- 言葉が減り表情が乏しくなる
- 言葉が理解できない
- 服をうまく着ることができない
- 身体をうまく洗えなくなる
- 排泄の失敗が増える
- 日中、眠っていることが多くなる

- 外出中に道に迷う・帰宅できなくなるなどの症状がでてきた時は、相談機関に相談し、地域での見守り体制を整えましょう。また、警察に捜索依頼する場合、写真など本人の情報をまとめてすぐに渡せるように準備しておきましょう。
- 会話が困難になったとしても、表情や行動、以前の本人の希望などを汲み取り、スキンシップなどでコミュニケーションを取りましょう。
- 低栄養、全身の機能低下、感染症にかかりやすい状態になることが多く、肺炎などの合併症を起こしやすい状態になることを知り、医療や介護のスタッフに対応を学びましょう。
- 主治医や介護スタッフと看取りに備えた話し合いをしておきましょう。
- 自宅での生活が困難となり施設等への入所をしたとしても、定期的に機会をつくり、本人とのふれあいを大事にしましょう。

- 安全対策を強化する
- コミュニケーションを工夫する
- 介護を充実させる
- 必要な医療処置を受ける
- 急変時の対応や看取りに備える



認知症の予防のため、もしくは、 認知症の経過に応じて利用できる支援について

	軽度認知障害 (MCI) ～まだ認知症ではない時期～	認知症：軽度の時期
相談する・ 受診する (P9)	地域包括支援センター、ケアマネジャー 市高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課 民生委員・児童委員、福祉委員 県認知症医療センター	地域包括支援センター、ケアマネジャー 市高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課 介護を考える家族の会、その他電話相談 市内地域密着型事業所 民生委員・児童委員、福祉委員 かかりつけ医、ものわずれ相談医 県認知症医療センター
予防する・ 改善する (P10)	市の介護予防教室 カミーリヤのトレーニング健康測定室・歩行訓練プール利用 特定健診・がん検診の受診 市の健康相談・電話相談（保健師や栄養士による相談） 予防接種	カミーリヤのトレーニング健康測定室・歩行訓練プール利用 特定健診・がん検診の受診 市の健康相談・電話相談（保健師や栄養士による相談） 予防接種 介護保険サービス
他者と つながる・ 役割をもつ (P11、P12)	シニアクラブ、ふれあいいきいきサロン 生涯学習センター等におけるサークル活動 ちくしの高年大学・市内高年クラブ 総合保健福祉センターカミーリヤ シルバー人材センター 生涯学習ボランティアバンク・福祉ボランティア 市ふるさとハローワーク 認知症カフェ	シニアクラブ、ふれあいいきいきサロン 生涯学習センター等におけるサークル活動 ちくしの高年大学・市内高年クラブ 総合保健福祉センターカミーリヤ シルバー人材センター 生涯学習ボランティアバンク・福祉ボランティア 市ふるさとハローワーク 認知症カフェ、介護保険サービス
家事や介護を 手助けする (P13)	配食見守りサービス シルバー人材センター	配食見守りサービス 介護保険サービス シルバー人材センター
住まいを考える (P14)	有料老人ホームなど	住宅改修、高齢者等住宅改造費助成、福祉用具 有料老人ホームなど グループホーム
安否を 確認する・ 地域で見守る (P15)	配食見守りサービス 緊急通報装置の貸与 民生委員・児童委員、福祉委員 認知症サポーター 警察署	配食見守りサービス 緊急通報装置の貸与 民生委員・児童委員、福祉委員 認知症サポーター 警察署 防災メールまもるくん 高齢者の見守り協定
家族を支える (P16)	地域包括支援センター、ケアマネジャー 民生委員・児童委員、福祉委員	地域包括支援センター、ケアマネジャー 介護保険サービス 民生委員・児童委員、福祉委員 介護を考える家族の会、その他電話相談 介護マーク配付
権利を護る (P17)	無料法律相談 消費生活センター	暮らしのサポートセンター 成年後見制度 無料法律相談 警察署 消費生活センター
経済面を支える (P18)	寝たきり老人等介護手当	紙おむつ給付 寝たきり老人等介護手当 高額介護予防サービス費、高額医療・高額介護合算制度、特定入所者介護サービス費 住宅改修、高齢者等住宅改造費助成

●まずは相談から始めましょう。

相談しながら、さまざまなサービスや支援機関などをうまく組み合わせて利用していきましょう。
 早いうちから認知症の予防もしくは認知症の経過に応じて利用できるサービス・社会資源を知っておくことは、本人及び家族の不安や困りごとを軽減でき、日常生活上の支障が大きなトラブルになることを防ぐことにつながります。
 認知症の症状や個人の状況などにより、必要なサービス・社会資源は違いがありますので、あくまでも大まかな目安として見てください。

認知症：中等度の時期	認知症：重度の時期
地域包括支援センター、ケアマネジャー 市高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課 介護を考える家族の会、その他電話相談 市内地域密着型事業所 民生委員・児童委員、福祉委員 かかりつけ医、ものわずれ相談医 県認知症医療センター	地域包括支援センター、ケアマネジャー 市高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課 介護を考える家族の会、その他電話相談 市内地域密着型事業所 民生委員・児童委員、福祉委員 かかりつけ医、ものわずれ相談医 県認知症医療センター
特定健診・がん検診の受診 市の健康相談・電話相談（保健師や栄養士による相談） 予防接種 介護保険サービス	特定健診・がん検診の受診 市の健康相談・電話相談（保健師や栄養士による相談） 予防接種 介護保険サービス
総合保健福祉センターカミーリヤ 認知症カフェ 介護保険サービス	介護保険サービス
配食見守りサービス 介護保険サービス シルバー人材センター	配食見守りサービス 介護保険サービス シルバー人材センター
住宅改修、高齢者等住宅改造費助成、福祉用具 有料老人ホームなど グループホーム 特別養護老人ホーム	住宅改修、高齢者等住宅改造費助成、福祉用具 有料老人ホームなど グループホーム 特別養護老人ホーム
配食見守りサービス 緊急通報装置の貸与 民生委員・児童委員、福祉委員 認知症サポーター 警察署 防災メールまもるくん 高齢者の見守り協定	配食見守りサービス 緊急通報装置の貸与 民生委員・児童委員、福祉委員 認知症サポーター 警察署 防災メールまもるくん 高齢者の見守り協定
地域包括支援センター、ケアマネジャー 介護保険サービス 民生委員・児童委員、福祉委員 介護を考える家族の会、その他電話相談 介護マーク配付	地域包括支援センター、ケアマネジャー 介護保険サービス 民生委員・児童委員、福祉委員 介護を考える家族の会、その他電話相談 介護マーク配付
暮らしのサポートセンター 成年後見制度 無料法律相談 警察署 消費生活センター	暮らしのサポートセンター 成年後見制度 無料法律相談 警察署 消費生活センター
紙おむつ給付 寝たきり老人等介護手当 高額介護予防サービス費、高額医療・高額介護合算制度、特定入所者介護サービス費 住宅改修、高齢者住宅改造費助成	紙おむつ給付 寝たきり老人等介護手当 高額介護予防サービス費、高額医療・高額介護合算制度、特定入所者介護サービス費 住宅改修、高齢者住宅改造費助成



目的別の主な支援内容



相談する・受診する

認知症の人を支える制度やサービスはさまざまなものがあります。まずは、相談することからはじめましょう。「認知症かもしれない」と思ったとき、また、その後に変化していく状態に応じて、専門家と相談しながら上手に制度やサービスを利用していくことが大切です。

また、認知症は早期発見と早期治療が大切な病気です。病名や時期を正しく診断してもらい、適切な治療やケアをはじめめるために、日常生活で異変を感じたら、なるべく早く医療機関を受診しましょう。

地域包括支援センター、ケアマネジャー

認知症の人やその家族のほか、それらを支える支援者や地域からの相談を受け、それらを改善もしくは解決するための支援と一緒に考えます。介護保険サービスをはじめとする支援に迅速につながるよう、さまざまな関係機関及び団体とのパイプ役を務めます。

また、定期的に家庭訪問をするなどして、支援の過不足を確認し、ひとりひとりにあったケアマネジメントができるよう取り組みます。

- ◆担当地区の地域包括支援センター 裏表紙参照
- ◆ケアマネジャーについては、別冊「ともにまぐくむ介護保険」の居宅介護支援事業者をご覧ください。

市高齢者支援課、生活福祉課、保護課、健康推進課

高齢者支援課では、介護保険の手続きやその他の高齢者福祉サービスなど、生活福祉課では、障がい者福祉サービスなど、保護課では、くらしの困りごと相談など、健康推進課では、介護予防や健康づくりなどについての相談ができます。

- ◆市高齢者支援課・生活福祉課・保護課 ☎923-1111
- ◆市健康推進課 ☎920-8611

介護を考える家族の会、その他電話相談 P.16参照

市内地域密着型事業所

認知症や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう利用者のニーズにきめ細かく対応した介護サービスを提供する事業所です。

別冊「ともにまぐくむ介護保険」地域密着型サービスをご覧ください。

民生委員・児童委員、福祉委員 P.15参照

かかりつけ医、ものわすれ相談医

日頃より、健康状態を診てくれる身近なかかりつけ医を持つことが大切です。必要に応じて専門医療機関に紹介してもらうことができます。

また、ものわすれや認知症についての不安は、ものわすれ相談医にご相談ください。認知症相談医の講習を受けた医師が本人や家族の悩みを聞き、適切な診断と治療を行います。

- ◆ものわすれ相談医 P.21参照

県認知症医療センター

福岡県からの指定を受けた認知症専門医療の提供と介護サービス事業者等の関係機関との連携を担う認知症医療の中核的機関です。また、医師の診察前の面接や電話による無料相談も行っています。

- ◆福岡県認知症医療センター（牧病院内） ☎922-2857

予防する・改善する



認知症を予防するには、生活習慣の改善と早期からの予防対策が大切と言われています。日頃からご自身の体に関心を持ち、心身の健康に心がけましょう。また、症状が軽度のうちは、自立した生活を目指して心身の機能を維持・向上させながら、できない部分を適切にサポートしてもらうための制度やサービスを利用しましょう。

九州大学大学院環境医学分野による久山町研究では、次のような研究結果が公表されています。

- ・糖尿病や高血圧などの生活習慣病があると、認知症になる危険性が糖尿病で約2倍、高血圧で約4～10倍に上昇する。
- ・60歳以上の方が生涯の間に認知症になる確率は55%である。

生活習慣を見直し、認知症の発症予防に努めましょう。

市の介護予防教室

介護が必要になる可能性のある高齢者などを対象に、各種介護予防教室を開催しています。積極的に参加して、心身の健康の維持・向上に生かしましょう。

◆市健康推進課 ☎920-8611

カミーリヤのトレーニング健康測定室・歩行訓練プール利用

健康運動指導士がトレッドミルやエアロバイク等の運動機器を利用した支援や足腰に不安がある人等に対する歩行プールでの指導を行っています。事前にご予約ください。

◆カミーリヤトレーニング健康測定室 ☎920-8070

特定健診・がん検診の受診

特定健診は、脳血管疾患や心疾患の要因となる高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防・早期発見のための健診です。毎年健診を受けて、健康長寿を目指しましょう。75歳以上の方は、後期高齢者医療広域連合が案内する健診を受けましょう。

また、がんについては早期発見・早期治療が肝心です。進行してからの発見になると治療が長期化し、身体への負担も重なりがちです。がん検診も併せて受けましょう。

◆市健康推進課（74歳以下の特定健診、がん検診） ☎920-8611

◆後期高齢者医療広域連合（75歳以上の福岡県後期高齢者健康診査） ☎651-3111

市の健康相談、電話相談（保健師や栄養士による相談）

心身の健康や栄養相談など健康に関することを保健師や栄養士が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

◆市健康推進課 ☎920-8611

予防接種

高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌の予防接種を実施しています。インフルエンザや肺炎の発症と重症化を防ぐため、予防接種を受けましょう。

◆市健康推進課 ☎920-8611

介護保険サービス

自立した生活ができるよう家事支援などを行う訪問介護やデイサービスセンターで生活行為向上のための支援を行う通所介護などがあります。これらのサービスを利用して心身の機能の維持向上を図りましょう。

◆市高齢者支援課 介護保険担当 ☎923-1111

他者とつながる・役割をもつ

認知症による生活機能の衰えなどがあると、本人は外に出かけていく自信が無くなります。外出を控えて他者とのつながりがなくなること防ぐために、安心して通えて、また通いたいと思える場所を見つけましょう。

認知症や要介護状態であっても過度の安静は禁物です。むしろ、今できることを重視し、知識や経験を生かした人の役に立てるような仕事や役割をさがしましょう。地域のボランティアや自治会活動もおすすめです。



シニアクラブ

会員の話し合いによって、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っています。地域での仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりを目的とし、教養講座、レクリエーション、そのほか幅広く高齢者が自主的かつ積極的に参加することができる交流事業を行っています。

◆筑紫野市シニアクラブ連合会 ☎926-6001 (火・金曜日9時～15時)

ふれあいいきいきサロン

高齢者の方などを対象として地域住民（ボランティア）と参加者が一緒になり、生きがいづくり、仲間づくりを行う場です。公民館など地域に身近な場所で行われています。

◆筑紫野市社会福祉協議会 ☎920-8008

生涯学習センター等におけるサークル活動

生涯学習センターや地域のコミュニティセンター、自治公民館では、さまざまなサークル活動が行われています。開催場所や内容については、市ホームページに掲載している「もやい学習情報号web版」をご覧ください。

- | | | | |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| ◆生涯学習センター | ☎918-3535 | ◆二日市コミュニティセンター | ☎920-5123 |
| ◆山家コミュニティセンター | ☎926-2809 | ◆筑紫南コミュニティセンター | ☎919-8400 |
| ◆山口コミュニティセンター | ☎922-2551 | ◆筑紫コミュニティセンター | ☎926-2913 |
| ◆御笠コミュニティセンター | ☎922-2601 | ◆二日市東コミュニティセンター | ☎918-5600 |

ちくしの高年大学・市内高年クラブ

ちくしの高年大学は、社会参加活動を実践する人材を育成することを目的として市生涯学習課が主催し、教養講座や専門科目、クラブ活動などの学習やボランティア活動を行っています。また、市内高年クラブはちくしの高年大学の大学院のような団体として、コミュニティセンターを中心に地域の皆さんと交流を図りながら、自主的な学習や社会参加活動を行っています。

◆市生涯学習課 ☎918-3535

認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域の人や専門職など、年齢や所属にかかわらず、だれでも気軽に集える場所です。お互いに交流しながら認知症について理解を深め、地域社会でのつながりを深めていきます。

◆市高齢者支援課 ☎923-1111

総合保健福祉センターカミーリヤ

館内には有料ゾーンとして入浴できる「老人センター」や、健康づくりをサポートする「トレーニング健康測定室」「歩行訓練プール」、用途に応じた研修室等があります。屋外には健康づくりを楽しめる1周400mのウォーキングコース、グラウンドゴルフやゲートボールが楽しめる多目的コート、幼児が遊べるふれあい広場などがあります。また、施設利用者ならだれでも利用できる無料の巡回バスを運行しています。

◆総合保健福祉センターカミーリヤ ☎920-8000



シルバー人材センター

60歳以上の高齢者が、会員登録をし、自主的に相互に助け合いながら働くことで、自らの健康を保持し、それぞれができる力を発揮し、頼りにされる“生きがい”や“よろこび”を見出していただくという趣旨で活動を行っています。本人の知識や経験、ライフスタイルに合わせて臨時的かつ短期的、また軽易な仕事が提供されます。

◆筑紫野市シルバー人材センター ☎919-7755

生涯学習ボランティアバンク

生涯学習ボランティアバンク事業は、ボランティアバンク登録者の活用を図ることによって、地域の中に学習を通じた人と人とのふれあいの場をつくり、生涯学習社会を実現することを目的とした事業です。社会参加の意欲があり、経験や知識、技能を活かしたい人は、生涯学習ボランティアとして登録し活躍することができます。

◆筑紫野市ボランティアバンクの会 ☎918-3220

福祉ボランティア

地域でのきめ細かい福祉の充実を図るため、筑紫野市福祉ボランティア連絡協議会加盟団体によって、障害者の方などの生活を支援する活動や、生きがい支援の活動などが盛んに行われています。高齢になっても意欲がある人は福祉ボランティアとして活躍することができます。

◆筑紫野市社会福祉協議会 ☎920-8008

市ふるさとハローワーク

地域住民の就職促進と利便性の向上のため、国（福岡労働局）と筑紫野市が共同で運営し、以下の業務を行っています。

- ・求職者に対する職業相談・職業紹介
- ・求人情報検索パソコンによる求人情報の提供
- ・就職活動を支援するための各種情報の提供

◆筑紫野市ふるさとハローワーク ☎919-5562

介護保険サービス

デイサービスやデイケアを利用し、外出して他者とつながる機会を持ちましょう。

◆市高齢者支援課 介護保険担当 ☎923-1111

家事や介護を手助けする

認知症による生活機能の衰えなどによって、日々の生活に支障が出るようになった場合は、かかりつけ医やケアマネジャーなどの専門家に相談しながら、介護保険などのサービスを利用しましょう。適切なサポートがあれば、安心して充実した生活が送れる状態を保つことができます。



配食見守りサービス

市の「食の自立支援事業」では一人暮らしの高齢者が障がい者、または、高齢者のみか、障がい者のみの世帯で、体力の低下や心身の障がいや傷病のため、買い物や調理ができず、地域の見守りを必要とする方を対象として、栄養のバランスの取れた食事（夕食のみ）を配達し、安否確認をします。また、民間事業者においても、高齢者の自宅に食事を配達し利用者の安否を確認するサービスが提供されています。

- ◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111
- ◆地区担当の地域包括支援センター 裏表紙参照

介護保険サービス

訪問介護（ホームヘルプ）により調理、洗濯、掃除などの「生活援助」や、入浴、排泄、食事の介助などの「身体介護」が受けられます。また、通所介護（デイサービス）では、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などの支援、レクリエーションなどのサービスを日帰りで受けられます。この他にも、介護保険サービスが整備されていますので、ケアマネジャーに相談してご自身に合ったサービスが利用できます。

介護保険サービスについては、市ホームページ、または別冊「ともにまぐくむ介護保険」をご覧ください。

- ◆市高齢者支援課 介護保険担当 ☎923-1111

シルバー人材センター

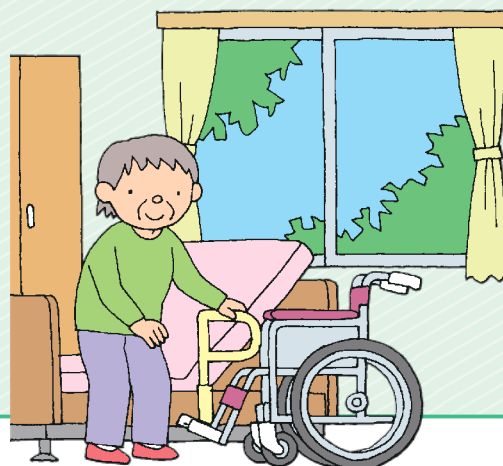
シルバー人材センターでは、以下のような福祉・家事援助分野の業務も行っています。要介護認定を受けていない人や、要介護認定を受けていても介護保険サービスの対象にならないものにも利用ができます。

- 家庭内の掃除、洗濯、食事づくり、買い物等
- 身体介護を伴わない外出、通院の付き添い
- 病院での洗濯
- 引っ越しに伴う整理
- 話し相手
- 着付けなど

- ◆筑紫野市シルバー人材センター ☎919-7755

住まいを考える

認知症による生活機能の衰えなどがあると、その状態に合わせて住まい環境を整えていく必要があります。ケア体制を含めた環境が整っている施設等への入所も選択肢のひとつです。自宅での生活を続ける場合は、必要な住宅改修や福祉用具の利用を考えましょう。



住宅改修

介護保険のサービスで、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が20万円（自己負担額を除く）を上限に支給されます。事前申請が必要になりますので、まずはケアマネジャーに相談しましょう。

詳しくは、市ホームページ、または別冊「ともにはぐくむ介護保険」をご覧ください。

高齢者等住宅改造費助成

介護保険の認定を受け、住宅改造される方で、住民税及び所得税が非課税の世帯に30万円を限度として助成します。（ただし、介護保険の住宅改修が優先です）

福祉用具

介護保険のサービスで、日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。貸与に適さない入浴や排泄などに使用する福祉用具の場合は、購入したときに購入費が同年度で10万円（自己負担額を除く）を上限に支給されます。まずはケアマネジャーに相談しましょう。

詳しくは、市ホームページ、または別冊「ともにはぐくむ介護保険」をご覧ください。

有料老人ホーム

有料老人ホームは食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する目的の高齢者入居施設です。介護付、住宅型などの形態、要介護度による入居条件、入居費用などニーズに合わせた様々な老人ホームがあります。

サービス付高齢者向け住宅

バリアフリーに配慮した高齢者向けの民間賃貸住宅で、日々の安否確認や生活相談などのサービスを提供しています。必要に応じて食事の提供や外部の介護サービスなどを受けることができます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活をする住宅で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。筑紫野市のグループホームには筑紫野市の被保険者のみ入居できます。また、要介護認定区分が要支援2以上の人が入居することができます。

特別養護老人ホーム

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。基本的に要介護3以上の人が対象となります。

※筑紫野市及び近隣市町の入所施設、高齢者住宅一覧を、市高齢者支援課の窓口で配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。

◆市高齢者支援課 ☎923-1111

安否を確認する・地域で見守る

認知症で生活機能が衰えている高齢者がひとり暮らしだったり、同居する家族が仕事で外出するなどひとりで過ごす時間が長かったりすると、本人も家族も不安がつります。

また認知症の方を家族だけで支えるのはとても困難です。住み慣れた地域で暮らし続けるには、家族や友人、同じ地域に住む住民の認知症に対する理解や、見守り・声かけなどのちょっとした支えが大切になってきます。

日常生活の中で、健康面や安全面において、思いがけない異変にも対応できるような見守りの体制づくりをしましょう。

配食見守りサービス P.13参照

地域での見守りを必要とされるひとり暮らしの方に対してお弁当を配達する際に、安否の確認も行います。

- ◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111
- ◆地区担当の地域包括支援センター 裏表紙参照

緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの高齢者や心身に障がいがある方に、急病や事故に備えて、緊急通報用の発信機を貸与します。

また、民間企業が独自に展開しているサービスもあり、それぞれに特徴があります。

利用料は介護保険料の所得段階に応じて決定します。

- ◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111
- ◆地区担当の地域包括支援センター 裏表紙参照

民生委員・児童委員、福祉委員

住民のもっとも身近な相談先として、各行政区に配置されています。(福祉委員については一部配置されていない行政区があります。)

家庭訪問などを通じての安否確認や相談に対応する他、介護保険サービスの利用やサロンなど地域の社会資源の利用について支援を行うなど、各地域の実情に合わせた取り組みをしています。

- ◆市生活福祉課 地域福祉担当(民生委員・児童委員の問合せ先) ☎923-1111
- ◆筑紫野市社会福祉協議会(福祉委員の問合せ先) ☎920-8008

認知症サポーターの目印
「オレンジリング」

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことです。

認知症サポーターの養成は、厚生労働省が認知症対策の一環として推進しており、市でも出前講座を随時実施しています。地域の高齢者はもちろん、自治会や民間企業など高齢者に接する立場の方々に多く受講いただいている他、小学生なども受講しています。自らの地域活動や仕事を通じた見守りや支援などのネットワークが広がっています。

- ◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111
- ◆地区担当の地域包括支援センター 裏表紙参照



「サポーターカード」



警察署

認知症が進行すると自分の居場所や道順がわからなくなり行方不明となることがあります。行方不明者は近隣で発見されることもありますが、遠く他県などで発見されることもあります。心づもりをしていないと、慌てて家族や友人などで検索し、届出をしないまま時間が経過してしまいがちです。また暗くなるとますます発見が難しくなります。

交通事故や怪我等を未然に防ぎ、一刻も早く保護するため、行方がわからなくなったら、できるだけ早く警察へ行方不明者届を出しましょう。

- ◆筑紫野警察署 ☎929-0110

家族を支える

認知症の人を介護するのは決して容易なことではありません。

特に在宅で介護している家族には大きな負担がかかりやすい傾向があり、ストレスをためやすくなったり、つい無理をしがちになります。介護をする側の心身の負担を軽減することが大切です。

認知症の人の「その人らしさ」を大切にすると同じように、介護する人自身も心身をいたわり、自分らしく日々を暮らしていくことが大切です。介護する人に余裕が生まれれば、それは介護される人にも伝わり、お互いの信頼や安心につながり、認知症の周辺症状も出現しにくくなると言われています。



地域包括支援センター・ケアマネジャー P.9参照

介護保険サービス P.13参照

民生委員・児童委員、福祉委員 P.15参照

介護を考える家族の会

介護をしている家族どうしの交流や情報交換を目的として、介護や認知症の方への対応について学ぶ「介護者のつどい」の他、介護者が介護について本音で語り合うことのできる「ミニサロン」、介護や認知症に関する相談会などを行っています。

◆介護を考える家族の会（窓口は筑紫野市社会福祉協議会） ☎920-8008 FAX 920-8033

電話相談

認知症の人を介護している家族の電話相談があります。ひとりで抱え込まず相談しましょう。

◆公益社団法人「認知症の人と家族の会」福岡県支部の電話相談（面談もできます） ☎771-8595
（毎週火・金曜日の10時30分～15時30分、ただし第3火曜日・祝日は休み）

◆福岡市の認知症介護相談 ☎0120-851-641
（毎週木曜日及び毎月第2日曜日の13時～16時、祝日は休み）

◆福岡県の認知症相談 ☎574-0190（毎週水・土曜日の11時～16時）

介護マークの配付

介護をする家族から「認知症の人の介護は、外見では介護をしていることがわかりにくいいため、誤解や偏見を持たれて困っている。介護中であることを表示するマークを作成してほしい」という要望に応じて、平成23年4月に静岡県で作成されたものです。

筑紫野市でも、外出先でトイレの介助を行うときや、男性介護者が女性用下着を購入するときなど、介護をしている方が介護をしていることを理解いただき、誤解を受けないよう申請を受けて配付しています。外出先でこのマークを見かけたら、温かく見守ってください。

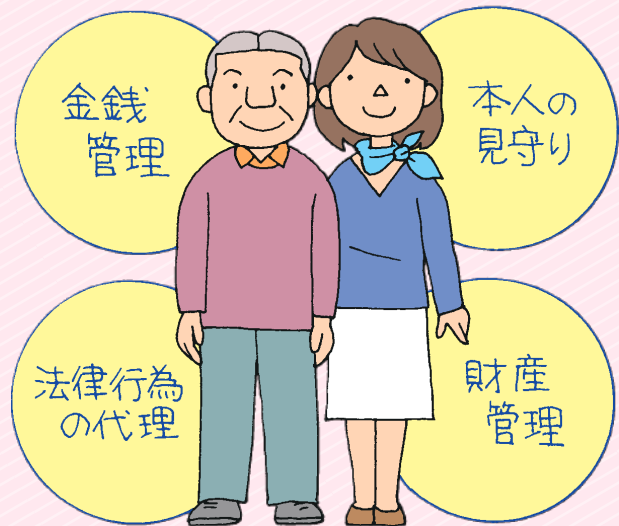
◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111



権利を護る

認知症によって判断能力が衰えてくると、日々の金銭管理や財産管理なども困難になり、契約等で大きな不利益をこうむったり、犯罪の被害にあいやすくなります。

家族や身近な支援者と話し合い、認知症になっても安心して暮らし続けることができるよう、サポート体制を整える・いざというときの相談先を確認しておくなど、老い支度を始めましょう。



暮らしのサポートセンター

日常的な現金管理の支援、通帳・実印などの預かりなどのサービスです。社会福祉協議会と契約を結び、有料で依頼することができます。本人が契約を結ぶ能力があることが前提となります。それが難しい場合は、主治医と相談し、「成年後見制度」の利用検討が必要です。

この他にも民間やNPO法人で独自に展開している同様のサービスがあります。

◆筑紫野市社会福祉協議会 ☎920-8008

成年後見制度

認知症などの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、権利や尊厳が侵害されたりすることのないように、家庭裁判所に選ばれた後見人によって本人を支援する制度です。

後見人には、家族などの身近な人や弁護士、司法書士、社会福祉士といった適任者が選ばれます。

◆市生活福祉課・高齢者支援課 ☎923-1111

◆地区担当の地域包括支援センター 裏表紙参照

無料法律相談

○**弁護士による無料法律相談**・・・金銭や不動産、相続などの日常の法律に関する問題を中心に相談を受けます。相談時間は1人30分程度で事前に予約が必要です。毎月20人程度。

◆市総務課 ☎923-1111

○**司法書士による無料法律相談**・・・高齢者の財産管理や相続、後見等に関する問題を中心に相談を受けます。相談時間は1人につき50分程度で事前に予約が必要です。毎月4人まで。

◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111

警察署

認知症の高齢者は、振り込め詐欺をはじめとした犯罪に巻き込まれやすい傾向があります。犯罪の被害にあったり、被害にあいそうになったら迷わず相談しましょう。

◆筑紫野警察署 ☎929-0110

消費生活センター

消費生活センターは、消費者のための相談や情報提供を行う行政機関で、悪質商法による被害や商品事故の苦情など消費生活に関する相談に応じています。

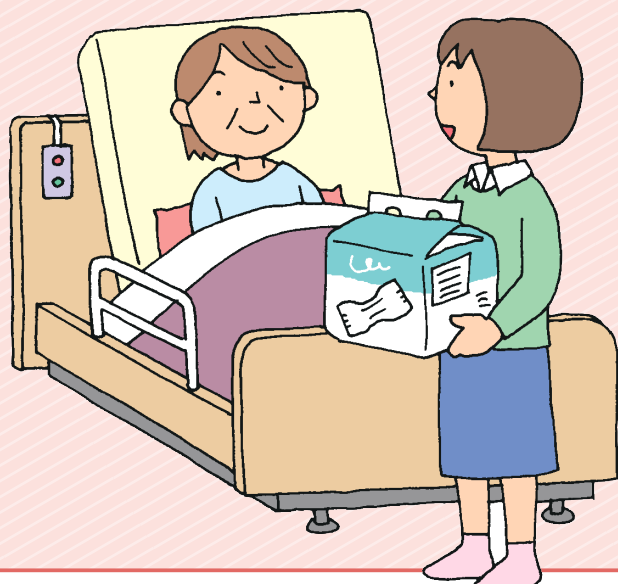
訪問販売や電話勧誘による悪質商法は年々その手口が巧妙化しており、認知症の方は被害にあいやすい傾向にある一方、被害にあったという認識が薄く、相談にあがってこない傾向もあります。本人以外からの相談や通報も受け付けていますので、おかしいな？と感じたらお気軽にご相談ください。

◆消費者ホットライン ☎188 (いやや／最寄りの消費生活センターにつながります)

◆市消費生活センター ☎923-1741

経済面を支える

介護の必要な状態になると、医療や介護の費用がかさみ、生活費に困るようなことにならないか、不安や心配になることがあります。経済面を支えるためのさまざまな制度を知り、条件に該当する場合は申請し、活用していきましょう。(条件に該当する場合に市から通知し、それから申請していただくものもあります)



紙おむつ給付

紙おむつを常時必要とする住民税非課税の方に、紙おむつを支給します。(上限があります)
市指定の販売業者が、毎月紙おむつをご自宅まで配達します。ただし、介護保険施設や病院へ入院されている方は対象外です。

◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111

寝たきり老人等介護手当

65歳以上の介護保険の要介護4・要介護5の認定を受けた方を介護する住民税世帯非課税の方に月額2万円を支給します。支給は6月と12月の年2回です。

◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111

住宅改修・高齢者等住宅改造費助成 P.14参照

◆市高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎923-1111

高額介護(予防)サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合算)し、定められた上限額を超えたときは、「高額介護(予防)サービス費」として後から支給します。該当される方については、市より申請のご案内をいたしますので、その際に申請手続きをしてください。

◆市高齢者支援課 介護保険担当 ☎923-1111

高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険のそれぞれの月額を適用後、8月～翌年7月の年間の自己負担額を合算して年額の限度額(所得によって違います)を超えた場合は、その超えた分を後から支給します。該当する場合は、後期高齢者医療保険や国民健康保険に加入の方は年に1回、申請のご案内がありますので、その際に申請手続きをしてください。

◆市高齢者支援課 介護保険担当 ☎923-1111

特定入所者介護サービス費(負担限度額認定証)

低所得の人の施設利用(ショートステイ、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の利用)が困難とならないように、居住費・食費の自己負担に限度額を設けているものです。住民税世帯非課税に該当する方は、施設利用開始の際に、市へ申請してください。ただし、「住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税」「住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える」のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

◆市高齢者支援課 介護保険担当 ☎923-1111

◆詳しくは、市ホームページ、または別冊「ともにはぐくむ介護保険」をご覧ください。

認知症の人との接し方



基本姿勢

認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

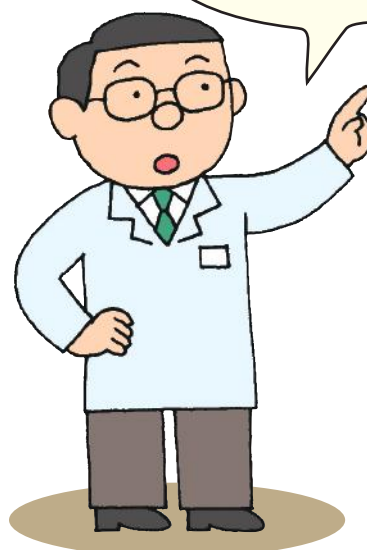
認知症の人への対応には、認知症に伴う認知機能低下があることを正しく理解していることが必要です。そして、偏見をもたず、認知症は自分たちの問題であるという認識をもち、認知症の人を応援するという姿勢が重要になります。

認知症の人だからといって、つきあいを基本的には変える必要はありませんが、認知症の人には、認知症への正しい理解に基づく対応が必要になります。

記憶力や判断能力の衰えから、社会的ルールに反する行為などのトラブルが生じた場合には、家族と連絡をとり、相手の尊厳を守りながら、事情を把握して冷静な対応策を探ります。

ふだんから住民同士が挨拶や声かけにつとめることも大切です。日常的にさりげない言葉がけを心がけることは、いざというときの的確な対応に役立つでしょう。

認知症サポーター
養成講座で学ぶ
ことができるよ！



具体的な対応の7つのポイント

1 まずは見守る

認知症と思われる人に気づいたら、本人やほかの人に気づかれないように、一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。近づきすぎたり、ジロジロ見たりするのは禁物です。

2 余裕をもって対応する

こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で応じましょう。

声をかけるときは1人で

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけます。

相手に目線を合わせてやさしい口調で

小柄な人の場合は、体を低くして目線を同じ高さにして対応します。

相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

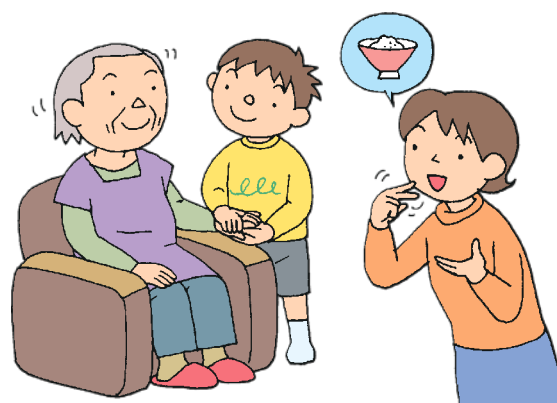
認知症の人は急かされるのが苦手です。同時に複数の問いに答えることも苦手です。相手の反応を伺いながら会話をしましょう。たどたどしい言葉でも、相手の言葉をゆっくり聴き、何をしたいのかを相手の言葉を使って推測・確認していきます。

後ろから声をかけない

一定の距離で相手の視野に入ったところで声をかけます。唐突な声かけは禁物。「何かお困りですか」「お手伝いしましょうか」「どうなさいました?」「こちらでゆっくりどうぞ」など。

おだやかに、はっきりした話し方で

高齢者は耳が聞こえにくい人が多いので、ゆっくり、はっきりと話すように心がけます。早口、大声、甲高い声でまくしたてないこと。その土地の方言でコミュニケーションをとることも大切です。



全国キャラバン・メイト連絡協議会 認知症サポーター養成講座標準教材 「認知症を学び地域で支えよう」より抜粋

認知症の人やその家族を支えるために地域でできること

家族に介護が必要になったとき、責任感や愛情が強い人ほど「私がすべて面倒をみなければ」と抱え込んでしまいがちです。しかし、公的サービスを利用しても認知症の人を家族だけで支えることはとても困難です。

これまでの暮らしを維持していくには、地域に住む人たちの認知症に対する正しい知識・理解や見守り・声かけなどのちょっとした支え(=地域力)がとても大切になってきます。

認知症の人が困っている様子がみえたら、「何かお手伝いすることがありますか」と声をかけてみてください。それだけでも不安を取り除き安心感を持ってもらえます。そして、家族は「大変ですね。お互いさまですよ。」と声をかけられることで、気持ちがぐっと楽になるものです。

具体的にお手伝いすることは難しくても、まずはご近所での挨拶や声かけから始めてみませんか。私たちが、特別なことではなく、それぞれ自分にできることを行って、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるようにしていきましょう。

筑紫医師会の ものわすれ相談事業

～認知症の早期発見・早期治療に向けて～

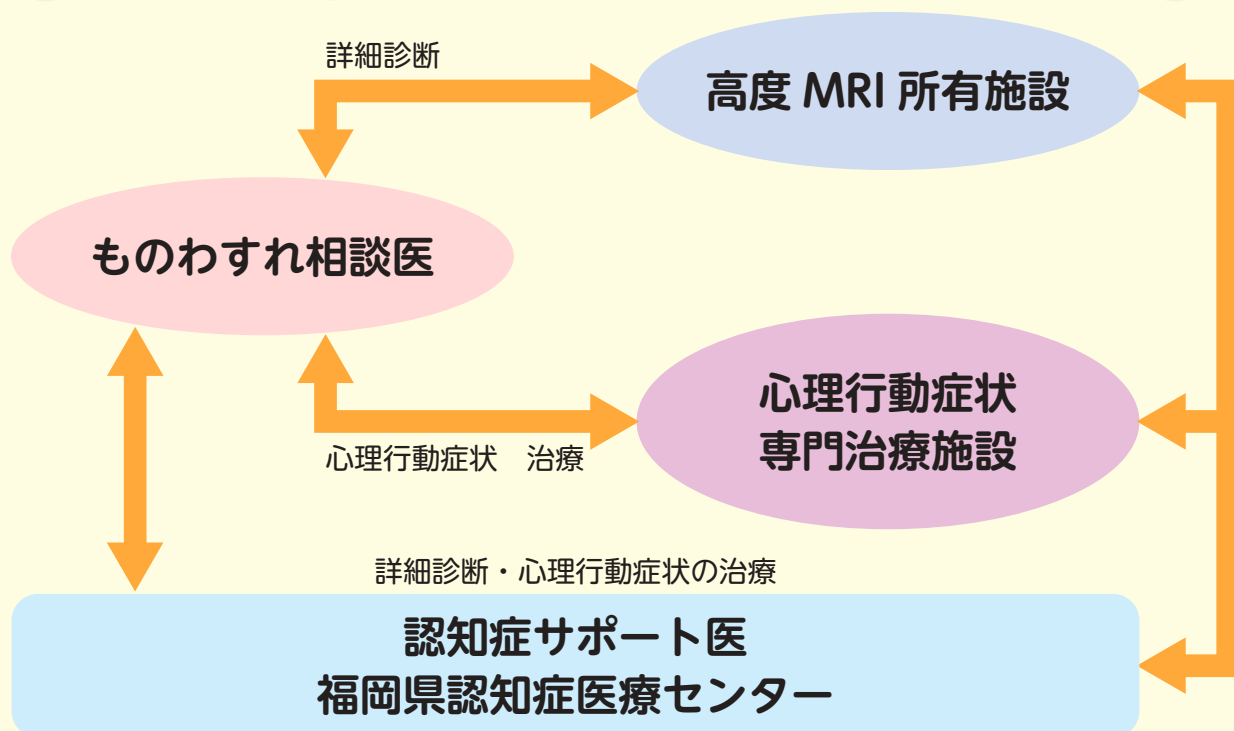


「ものわすれや認知症についての不安は、どこに相談すればよいのか？」とお悩みの方も多いことと思います。

筑紫医師会では、認知症の早期発見と早期治療で重症化を予防するために筑紫地区5市（春日市・筑紫野市・大野城市・太宰府市・那珂川市）の高齢者支援の担当課と協力して、「**ものわすれ相談事業**」に取り組んでいます。

相談医の講習を受けた「ものわすれ相談医」が認知症患者やその疑いのある人、また、その家族の悩みを聞き、適切な認知症診断と治療が実施できる体制を整えています。

【ものわすれ相談医と認知症サポート施設の連携】



気になる時は、かかりつけ医又は、別添のパンフレットにご案内している「ものわすれ相談医」にご相談ください。

筑紫地区 5 市は共同で
「認知症になっても住みなれた地域や家族
で安心して暮らせるまちづくり」に取り組んでいます



問い合わせ先

(一般社団法人) 筑紫医師会 〒818-0132 太宰府市国分3丁目13番1号
☎ 923-1331 FAX 929-4376

防災メールまもるくん

「防災メールまもるくん」は地震や津波などの災害時の情報等をメールで配信する福岡県独自のシステムです。 これを利用して、認知症等により行方不明となった方の情報をメールで配信し、たくさんの方に協力を呼びかけ、一刻も早く保護できるようにしています。

ご家族からの依頼を受けた筑紫野市がメールを配信する仕組みとなっていますので、ご家族の方はいざというときに備え、本人の写真や情報をまとめておくとよいでしょう。

地域の方には、できるだけ多くの方に登録をお願いするとともに、認知症の方の捜索、やさしい声かけにご協力をお願いします。

◆登録サイト……………<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/> ※登録は無料です
もしくはネット上で「防災メールまもるくん」で検索
メールの配信……………市高齢者支援課 ☎923-1111



防災キャラクター
「まもるくん」
©CyberConnect2 Co.,Ltd



高齢者の見守り協定

家庭を訪問する機会が多い事業所の担当者が日常の業務を通して、異変を察知した場合、市へ情報提供し早期に問題の解決を図るものです。今後も協力していただける事業所を広げ、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

【協力事業所】朝日新聞各販売店、エフコープ生活協同組合、(株)出前館、九州電力福岡南営業所、グリーンコープ生活協同組合、セブン-イレブン・ジャパン、筑紫ガス、筑紫野郵便局、西日本新聞各販売店、毎日新聞各販売店、読売新聞各販売店（五十音順）

その他、地域等での取り組み

認知症になっても安心して暮らし続けるまちづくりに向けて、個人やボランティア、コミュニティ運営協議会などで、さまざまな取り組みが行われています。

●RUN伴プラスIN筑紫野

認知症の人と地域の人がお互いを知り、つながることを目指し、タスキをつなぎながら歩きながら行う啓発活動です。全国で行われており、筑紫野市でも平成30年度から取り組んでいます。



●声かけ訓練

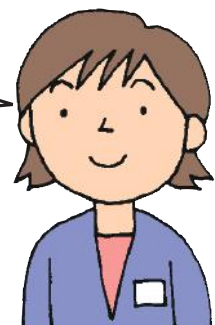
コミュニティ運営協議会などが主体となって行う、認知症になっても安全で安心して暮らせる地域を目指した取り組みです。地域全体に認知症に関する理解を広め、地域住民だけでなく病院や介護サービス事業所と連携した取り組みなど地域力が高まっています。



●認知症カフェ

詳細は11ページ参照

地域の取り組みや行方不明になる前の備え等を知りたいときは、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員までご連絡ください。



筑紫野市地域包括支援センター

筑紫野市には4カ所の地域包括支援センターがあります。

相談は無料です。個人情報を守ります。

担当エリアの地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。



むさし (特別養護老人ホームむさし苑内)

湯町2丁目9-2

TEL 925-2775 FAX 924-7681

天拝坂・都府楼団地・杉塚・塔原・六反・本町・入舟・京町・中央・栄町・昭和・次田・大坪・大門・鳥居・旭町・東町・湯町・武蔵・上古賀



天拝の園 (特別養護老人ホーム天拝の園内)

立明寺618-1

TEL 918-5788 FAX 918-5803

東新町・紫ヶ丘・曙町・宮田町・松ヶ浦・紫・天神・俗明院・平等寺・朝倉街道団地・山口・萩原・古賀・立明寺・むさしヶ丘・針摺



ちくしの荘 (特別養護老人ホームちくしの荘内)

原田462 ※旧アシスト桜台

TEL 926-2871 FAX 926-3532

石崎・若葉団地・中原団地・針摺東・柚須原・香園・本道寺・大石・原・西吉木・東吉木・宮の森・ゴルフ場団地・みかさ台・上阿志岐東・上阿志岐西・中阿志岐・下阿志岐・天山・牛島・諸田・常松・永岡・桜台



ちくしの荘 (特別養護老人ホームちくしの荘内)

原田462

TEL 926-2871 FAX 926-3532

原田・城山・筑紫・若江・隈・西小田・馬市・下見一・美咲・岡田・筑紫駅前通・光が丘・美しが丘北・美しが丘南・山家1~9区

〒818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号

筑紫野市役所 高齢者支援課 ☎092-923-1111 (代表)

問い合わせ先

一般介護予防事業、地域包括支援センターに関すること	高齢者福祉担当	内線451~452
介護保険、介護予防・生活支援サービス事業に関すること	介護保険担当	内線454~456
サービス事業所・ケアマネジャーに関すること	指定指導担当	内線453

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

発行: 令和5年3月

禁無断転載©東京法規出版
1730709